

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月14日(水) 午後2時05分から午後2時26分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	欠	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	出	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第14号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第4 議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第5 議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和4年第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番原田敬造委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第14号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第14号についてご説明いたします。

整理番号は、15でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は2筆、地目は畑が1筆、田が1筆、面積は計829㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号15は許可と決定します。

続きまして、整理番号16について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、16でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は595㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について報告します。

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号16は許可と決定します。

続きまして、整理番号17について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、17でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は畑、面積は計336㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号17は許可と決定します。

続きまして、整理番号19について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、19でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は20㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

す。なお、5アールの下限面積については、この後、議案第16号による利用権設定で、5アール以上の土地の利用権設定があり、これと合算することで下限面積は満たされます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

●番

下限面積について、利用権設定を出すということだが、利用権設定がなくなった場合は、どうなるのか。その時点でクリアしておけばいいのか。

事務局

その時点でクリアしていればよいということになります。

その他質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号19は許可と決定します。

続きまして、議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第15号整理番号18についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転、及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地域にあり、2筆、地目は畑、面積は計681㎡です。

議 長 今回、譲受人の●●さんが露天駐車場を目的に申請が行われました。
事務局からの説明が終わりました。

事務局 現地調査の結果について、事務局よりご報告します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、すでに一定程度、土地が上がっており、隣接地と同じ高さになっており、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、今までと同様に自然透水とするほか、西側へ勾配を持たせ、既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、露天駐車場のためありません。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場であり、適当であると考えます。

資力、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長 ただ今の整理番号18の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号18について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号18は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第16号についてご説明いたします。

整理番号は、20でございます。

里庄町長より、令和4年9月14日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、地目は畑、面積は525㎡です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である①農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法の規定に基づき町が定める基本構想に適合するものであること、②利用権の設定を受けた者は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、③耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われま

議 長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

● 番

順序としては、議案第16号が先にあつて、議案第14号になるのでは。

事務局

今後は議案の番号と案件が連番になるようにします。

議 長

その他質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第16号、整理番号20番について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16号、整理番号20は承認と決定します。

以上をもちまして、令和4年第9回総会を閉会いたします。